

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月3日
【会社名】	日本坩堝株式会社
【英訳名】	Nippon Crucible Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大久保 正志
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	03(3443)5551(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 広野 玲緒奈
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	03(3443)5551(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 広野 玲緒奈
【縦覧に供する場所】	日本坩堝株式会社 大阪支店(東大阪市稲田上町一丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

当社大阪支店は、会社法第911条第3項第3号に掲げる支店として同項の規定により登記されているものではありませんが、特に便宜をはかるため備え置き、公衆の縦覧に供することといたしました。

## 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第178回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 株式併合の件

平成30年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株に併合し、あわせて発行可能株式総数を40,000,000株から4,000,000株に変更する。

第3号議案 定款一部変更の件

イ 発行可能株式総数を40,000,000株から4,000,000株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更する。なお、本変更は株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除する。

ロ 補欠監査役の選任についてより明確にするために記載を追加する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、渡邊理史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,991	15	0	(注)1	可決(91.3%)
第2号議案	8,966	47	0	(注)2	可決(91.1%)
第3号議案	8,990	23	0	(注)2	可決(91.3%)
第4号議案					
渡邊理史	8,982	31	0	(注)3	可決(91.2%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主の一部の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主の一部の議決権数は加算しておりません。